

議案第 90 号

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 12 月 23 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、一般職の職員の給料及び手当の支給額を改定し、国及び他の地方公共団体の職員との給与の均衡を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を
次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号ウ中「7,100 円」を「7,300 円」に改め、同号エ中「10,000
円」を「10,400 円」に改め、同号オ中「12,900 円」を「13,500 円」に改め、同号カ
中「15,800 円」を「16,600 円」に改め、同号キ中「18,700 円」を「19,700 円」に改
め、同号ク中「21,600 円」を「22,800 円」に改め、同号ケ中「24,400 円」を「25,900
円」に改め、同号コ中「26,200 円」を「29,100 円」に改め、同号サ中「28,000 円」
を「32,300 円」に改め、同号シ中「29,800 円」を「35,500 円」に改め、同号ス中「31,600
円」を「38,700 円」に改める。

第 16 条第 2 項中「4,400 円」を「4,700 円」に、「6,600 円」を「7,050 円」に、
「22,000 円」を「23,500 円」に改める。

第 17 条第 2 項中「100 分の 125」を「6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月
に支給する場合には 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「、「100 分の 70」」を
「「100 分の 70」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「6 月に支給する場合には 100 分の 105、
12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を
「6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」に
改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

(給 料 表)

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額								

		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
定 年 前	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
再 任 用	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
短 時 間	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
勤 務 職	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
員 以 外	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
の 職 員	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	

30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			

60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				

90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					

	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定 年 前		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
再 任 用									
短 時 間									
勤 務 職									
員									

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が」に改め、同号アからスまでを削り、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及び前項第 2 号」を「、第 2 項第 2 号」に、「の合計額」を「及び前項第 1 号に定める額の合計額」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第 17 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合

には「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第5条第2項中「「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第4条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する条例(次項において「新一般職給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「新任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新一般職給与条例及び新任期付職員条例の規定を適用する場合における給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。

新旧対照表

新	旧
第1条関係	第1条関係
一般職の職員の給与に関する条例	一般職の職員の給与に関する条例
(通勤手当)	(通勤手当)
第11条 1 省略	第11条 1 省略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上で ある職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上で ある職員 <u>31,600円</u>
(3) 省略	(3) 省略
3~7 省略	3~7 省略
第12条～第15条 省略	第12条～第15条 省略

<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,700円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>7,050円</u>)を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、月額<u>23,500円</u>を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第16条の2 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>)を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、月額<u>22,000円</u>を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第16条の2 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
--	---

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 105、12月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 50、12月に支給する場合には 100 分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p>
3~5 省略	3~5 省略
第 18 条の 2~第 27 条 省略	第 18 条の 2~第 27 条 省略
<p>附 則 省略</p> <p><u>別表第 1 別紙のとおり</u></p> <p>別表第 2 省略</p>	<p>附 則 省略</p> <p><u>別表第 1 別紙のとおり</u></p> <p>別表第 2 省略</p>
第 2 条関係	第 2 条関係
一般職の職員の給与に関する条例	一般職の職員の給与に関する条例
<p>(通勤手当)</p> <p>第 11 条 1 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が定める額(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 11 条 1 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p>
<u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円</u> <u>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円</u> <u>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,300 円</u> <u>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,400 円</u> <u>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25</u>	<u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円</u> <u>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円</u> <u>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,300 円</u> <u>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,400 円</u> <u>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25</u>

	<p><u>キロメートル未満である職員</u> 13,500円 <u>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上</u> 30 <u>キロメートル未満である職員</u> 16,600円 <u>キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上</u> 35 <u>キロメートル未満である職員</u> 19,700円 <u>ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上</u> 40 <u>キロメートル未満である職員</u> 22,800円 <u>ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上</u> 45 <u>キロメートル未満である職員</u> 25,900円 <u>コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上</u> 50 <u>キロメートル未満である職員</u> 29,100円 <u>サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上</u> 55 <u>キロメートル未満である職員</u> 32,300円 <u>シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上</u> 60 <u>キロメートル未満である職員</u> 35,500円 <u>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上で</u> <u>ある職員</u> 38,700円</p>
(3) 省略	(3) 省略
3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額	
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額	
4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
5 通勤手当は、支給単位期間(市長が定める通	4 通勤手当は、支給単位期間(市長が定める通

<p>勤手当にあつては、市長が定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあつては、その翌月)の市長が定める日に支給する。</p>	<p>勤手当にあつては、市長が定める期間)に係る最初の月の市長が定める日に支給する。</p>
<p>6 省略</p>	<p>5 省略</p>
<p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p>	<p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p>
<p>8 省略</p>	<p>7 省略</p>
<p>第12条～第16条の2 省略 (期末手当)</p>	<p>第12条～第16条の2 省略 (期末手当)</p>
<p>第17条 1 省略</p>	<p>第17条 1 省略</p>
<p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(1)～(4) 省略</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、<u>「100分の71.25」</u>とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは<u>「100分の70」と、「100分の127.5」</u>とあるのは<u>「100分の72.5」</u>とする。</p>
<p>4～6 省略</p>	<p>4～6 省略</p>
<p>第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当)</p>	<p>第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当)</p>
<p>第18条 1 省略</p>	<p>第18条 1 省略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤</p>

<p>務職員以外の職員 当該職員の給与月額に 100 分の <u>106.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に <u>100 分の 51.25</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額</p>																								
<p>3~5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>3~5 省略</p> <p>以下省略</p>																								
<p>第3条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与に関する特例)</p>	<p>第3条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与に関する特例)</p>																								
<p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="192 1062 774 1376"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>405,000</u>	2	455,000	3	508,000	4	<u>574,000</u>	5	655,000	<p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="836 1062 1406 1376"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>392,000</u>	2	440,000	3	492,000	4	<u>555,000</u>	5	634,000
号給	給料月額																								
1	円 <u>405,000</u>																								
2	455,000																								
3	508,000																								
4	<u>574,000</u>																								
5	655,000																								
号給	給料月額																								
1	円 <u>392,000</u>																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	<u>555,000</u>																								
5	634,000																								
<p>2~4 省略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>2~4 省略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>以下省略</p>																								
<p>第4条関係</p>	<p>第4条関係</p>																								

<p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>
--	--

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第23条 1 省略 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から <u>第8項</u> までの規定の例による。 以下省略	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第23条 1 省略 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から <u>第7項</u> までの規定の例による。 以下省略

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
定年前再任用	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
短時間勤務職員以外の職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
定年前再任用	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
短時間勤務職員以外の職員	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,300	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,40							

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	266,200	305,800	355,700							86	256,000	297,100	346,000						
87	266,500	306,100	356,100							87	256,300	297,400	346,400						
88	266,800	306,400	356,500							88	256,600	297,700	346,800						
89	267,100	306,700	356,700							89	256,900	298,000	347,000						
90	267,400	307,000	357,100							90	257,200	298,300	347,400						
91	267,700	307,300	357,500							91	257,500	298,600	347,800						
92	268,000	307,600	357,900							92	257,800	299,000	348,200						
93	268,300	307,800	358,100							93	258,100	299,200	348,400						
94		308,000	358,400							94		299,400	348,800						
95		308,300	358,800							95		299,700	349,200						
96		308,700	359,100							96		300,100	349,500						
97		308,900	359,400							97		300,300	349,800						
98		309,200	359,800							98		300,600	350,200						
99		309,500	360,200							99		301,000	350,600						
100		309,900	360,600							100		301,400	351,000						
101		310,100	361,100							101		301,600	351,500						
102		310,400	361,500							102		301,900	351,900						
103		310,700	361,900							103		302,200	352,300						
104		311,000	362,300							104		302,500	352,700						
105		311,200	362,800							105		302,700	353,200						
106		311,500	363,200							106		303,000	353,600						
107		311,800	363,500							107		303,300	353,900						
108		312,100	363,800							108		303,600	354,200						
109		312,300	364,200							109		303,800	354,700						
110		312,600								110		304,200							
111		313,000								111		304,600							
112		313,300								112		304,900							
113		313,500								113		305,100							
114		313,700								114		305,300							
115		314,000								115		305,600							
116		314,400								116		306,000							
117		314,600								117		306,200							
118		314,800								118		306,400							
119		315,100								119		306,700							
120		315,400								120		307,000							
121		315,700								121		307,400							
122		315,900								122		307,600							
123		316,200								123		307,900							
124		316,500								124		308,200							
125		316,800								125		308,500							
定年前再任用 短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	定年前再任用 短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200